

内閣府
財務省令第一号 別紙様式第1号
経済産業省

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年

改正案								現行
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表は、連結自己資本比率を算出している場合には作成を要しない。</p> <p>2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ一比率(法第23条第1項第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA))(当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ一比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>								
								(以下略)

改正案								現行							
韓国															
ルクセンブルク															
メキシコ															
オランダ															
ロシア															
サウジアラビア															
シンガポール															
南アフリカ															
スペイン															
スウェーデン															
スイス															
トルコ															
英国															
米国															
合計															
<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本表は、連結自己資本比率を算出している場合には作成を要しない。 2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ一比率(法第23条第1項第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。 3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA)) (当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。 4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ一比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。 5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。 															
(以下略)								(以下略)							

改正案								現行							
韓国															
ルクセンブルク															
メキシコ															
オランダ															
ロシア															
サウジアラビア															
シンガポール															
南アフリカ															
スペイン															
スウェーデン															
スイス															
トルコ															
英国															
米国															
合計															
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ一比率(法第23条第1項第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>2 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA))(当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。</p> <p>3 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ一比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>(以下略)</p>															
								(以下略)							

内閣府
財務省令第一号 別紙様式第4号
経済産業省

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年

改正案								現行
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ一比率(法第23条第1項第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。</p> <p>2 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on (per cent of RWA))(当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。</p> <p>3 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ一比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p>4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ一比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ一比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>								(以下略)

内閣府
 ○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年 財務省令第一号) 別紙様式第9号
 経済産業省

改正案	現行																																																																																																									
<p>別紙様式第9号 (第87条第1項関係) (日本工業規格A4) (略)</p> <p>4 当金庫の株式に関する事項 (1)~(3) (略) (4) 株主構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">持 株 数 等</th> <th style="width: 25%;">持 株 比 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政 府</td> <td style="text-align: center;">千株</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>中 小 企 業 等 協 同 組 合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 事業協同組合・同連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 事 業 協 同 小 組 合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 信用協同組合・同連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 企 業 組 合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>協 業 組 合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 工 組 合 ・ 同 連 合 会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 街 地 再 開 発 組 合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 小 企 業 団 体 の 構 成 員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 会計監査人に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 会計監査人に関するその他の事項 イ (略) (削る) ロ (略) (記載上の注意) (略) 6~10 (略) 11 その他 (記載上の注意) 1 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針を記載すること。 2 その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</p>	区 分	持 株 数 等	持 株 比 率	政 府	千株	%	中 小 企 業 等 協 同 組 合			事業協同組合・同連合会			事 業 協 同 小 組 合			信用協同組合・同連合会			企 業 組 合			協 業 組 合			商 工 組 合 ・ 同 連 合 会			商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会			生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会			酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会			内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会			輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合			市 街 地 再 開 発 組 合			中 小 企 業 団 体 の 構 成 員			そ の 他			<p>別紙様式第9号 (第87条第1項関係) (日本工業規格A4) (略)</p> <p>4 当金庫の株式に関する事項 (1)~(3) (略) (4) 株主構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">持 株 数 等</th> <th style="width: 25%;">持 株 比 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政 府</td> <td style="text-align: center;">千株</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>中 小 企 業 等 協 同 組 合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 事業協同組合・同連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 事 業 協 同 小 組 合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 火災共済協同組合・同連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 信用協同組合・同連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 企 業 組 合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>協 業 組 合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 工 組 合 ・ 同 連 合 会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 街 地 再 開 発 組 合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 小 企 業 団 体 の 構 成 員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 会計監査人に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 会計監査人に関するその他の事項 イ (略) ロ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針 ハ (略) (記載上の注意) (略) 6~10 (略) 11 その他 (記載上の注意) その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</p>	区 分	持 株 数 等	持 株 比 率	政 府	千株	%	中 小 企 業 等 協 同 組 合			事業協同組合・同連合会			事 業 協 同 小 組 合			火災共済協同組合・同連合会			信用協同組合・同連合会			企 業 組 合			協 業 組 合			商 工 組 合 ・ 同 連 合 会			商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会			生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会			酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会			内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会			輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合			市 街 地 再 開 発 組 合			中 小 企 業 団 体 の 構 成 員			そ の 他		
区 分	持 株 数 等	持 株 比 率																																																																																																								
政 府	千株	%																																																																																																								
中 小 企 業 等 協 同 組 合																																																																																																										
事業協同組合・同連合会																																																																																																										
事 業 協 同 小 組 合																																																																																																										
信用協同組合・同連合会																																																																																																										
企 業 組 合																																																																																																										
協 業 組 合																																																																																																										
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会																																																																																																										
商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会																																																																																																										
生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会																																																																																																										
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会																																																																																																										
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会																																																																																																										
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合																																																																																																										
市 街 地 再 開 発 組 合																																																																																																										
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員																																																																																																										
そ の 他																																																																																																										
区 分	持 株 数 等	持 株 比 率																																																																																																								
政 府	千株	%																																																																																																								
中 小 企 業 等 協 同 組 合																																																																																																										
事業協同組合・同連合会																																																																																																										
事 業 協 同 小 組 合																																																																																																										
火災共済協同組合・同連合会																																																																																																										
信用協同組合・同連合会																																																																																																										
企 業 組 合																																																																																																										
協 業 組 合																																																																																																										
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会																																																																																																										
商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会																																																																																																										
生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会																																																																																																										
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会																																																																																																										
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会																																																																																																										
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合																																																																																																										
市 街 地 再 開 発 組 合																																																																																																										
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員																																																																																																										
そ の 他																																																																																																										